

第6回産業分類検討チーム 議事概要

1 日時：令和4年2月10日（木）14:00～16:05

2 場所：Web会議

3 出席者：

【学識経験者】河井構成員（座長）、會田構成員、居城構成員、伊藤構成員、菅構成員、
中村構成員、牧野構成員、宮川構成員

【各府省庁等】内閣府、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省

【オブザーバー】日本銀行

【事務局】総務省政策統括官付統計審査官室：長嶺統計審査官、植松参事官、村本専門官、
上田専門官ほか

4 議題

- (1) 一般原則「分類の基準」について（その2）
- (2) 一般原則「事業所の定義」について
- (3) 「大分類E－製造業②」について
- (4) 「大分類J－金融業，保険業」について
- (5) 第4回及び第5回検討チームにおける御意見への対応について（報告）
- (6) 国際標準産業分類の改定に向けた検討状況について（報告）
- (7) その他

5 議事概要

(1) 議題1 一般原則「分類の基準」について（その2）

事務局から資料1-1及び1-2に基づく一般原則の「分類の基準」に関する修正案の説明が行われた。その後、質疑応答が行われ、今回提示された案2-②を基本として検討を加え、次回の検討チームでも議論することとされた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 提案された案の中では案1-②が一番適切であり、シンプルで分かりやすいと思う。ただし、事務局からも説明があったように、(1)の「原材料の種類及び性質」における「種類」と「性質」との違いを考えると、「性質」が異なるものを「種類」が異なるものとして扱っているとすれば、「性質」を削除しても良いのではないかと思う。

また、案1-②には、(1)の「原材料の種類」と(2)の「サービスの種類」において二つの「種類」が記載されている。(1)と異なり、(2)は用途や機能の視点であり、両者の種類は違う意味で使用されているため、例えば(1)の代替案として、「財又はサービスの生産方法(原材料、設備、技術等)」と変更すれば、種類や性質といった表現がなく、より簡潔になるという気がする。

さらに、(2)の「取り扱われる商品等の種類」の対象が結構分かりにくい。「取り扱われる商品」が大分類「I卸売業，小売業」や大分類「K不動産業，物品賃貸業」のレンタルやリース等の産業であるとの説明を聞けば理解できるが、例えば、自動車と野菜の販売は用途が違っており、商業活動としては同じだが、売られている商品が異なるのは用途が異なるからとも言え換えられる。このため、その部分を削除して「生産された財又はサービスの種類（用途、機能等）」でも良いような気がする。

- 資料1-1の3ページまでの検討の方向はこれで良いと思う。次に、提案された案の中では、ISICと同じように書き分ける方が良いと思う。例えば、日本酒と米酢を考えると、両者は原材料の種類が同じでどちらも一度お酒になるが、米酢はさらに工程が進む。すなわち、両者の生産方法が異なると言える。案2-②のように原材料の種類と生産方法を別にしておけば、どの基準を適用するかを整理が上手くできると考える。

また、案2-②の(3)「生産された財又はサービスの種類(用途、機能等)」については、先ほどの指摘のように原材料の種類とサービスの種類と「種類」が二つあるが、それぞれ意味が違うので、「種類」を削除して「生産された財又はサービスの用途、機能等」としてはどうか。「機能等」の「等」があれば、用途と機能以外を「等」で読めるので問題ないと思う。

- 英訳してどう表現できるかを考える必要があるのではないか。例えば、ISICでは「characteristic」が記載されており、日本語では「特徴、性質」と訳されている。それらはお互いに近い言葉だと思う。しかし、日本語の曖昧さもあり、「種類」の適当な英訳がないので、上手く対応する言葉があれば良いと思う。案としては、案1でも案2のどちらでも良いが、的確に英訳できるのであれば3つに分けた案の方が良いと思う。

← ISICでは「インプット」だけが書かれている。日本語に訳すと原材料になると思われる。ただし、「インプット」にはサービスも含まれているので、原材料よりも広い概念となり、「投入物」という意味である。「種類」は我が国が付け加えたものであって、ISICでは「種類」という言葉は使われていない。

- ISICでは、定義に関する要素を列挙して、その後何を優先するかを記載している。説明を長くし、用語を使うと英訳し難いと思うので、始めに投入物、日本だと原材料、次に加工プロセスの種類、そして出来上がったアウトプットの3点を要素として考えれば良いのではないか。
- 原材料の種類が同じでもその後の加工の仕方が違うこともあり得るので、(1)と(2)に分けて、(3)で用途、機能等を適用する観点から、3つで書き分けている案2-②が自分の考えに近い。

一方、(1)の「原材料」は物質をイメージさせるので、「投入物」とか少しサービスの要素が入るような表現の方が良いと思う。また、(2)の「サービスの提供」か「サービスの生産」のどちらが適切かについては、「サービスの提供」だと対面かオンラインかの問題と解されるおそれがあるので、提案のとおり「サービスの生産」の方が良いように思う。さらに、案2-①の(3)には、「用途」の後に「サービスの提供先」があるが、「用途」と「サービスの提供先」は重複するように考えられ、加えて、「取り扱われる商品等の種類」は「用途」の中に含まれると読める気がするため、「取り扱われる商品等の種類」は削除し、「生産された財又はサービスの種類(用途、機能等)」としてどうか。

- 基本的に供給サイドが先に記載されることが非常に重要であると考えているので、案2でも異論はない。でもどちらかと言えば、供給と需要に少しでも該当すれば問題ないと考えているので、基準の表現はシンプルな方が良いと思うし、それを3つに書き分ける案でも構わない。ただし、原材料が同じでも技術や生産方法が違う場合にそれらを2つに分けるのであれば、用途は同じだけれども機能が異なる場合、例えば、光学カメラとデジタルカメラのように用途は同じだが機能が違うもの場合にはそれも分けなければならなくなり、さらに4つに分ける可能性もあり得ると思う。どの基準を適用したのかを明らかにするのであれば、それも含めて分けることになるのではないと思う。全体的に案の内容自体に差異はないと思うので、異論はない。

- ISICのように4つに分けてより明確にする案もあり得ると思うが、案2-②で良いと思う。また、(3)の「取り扱われる商品等の種類」については、商品の種類別に分類されている「卸売業、小売業」を意識していると考えられ、それらは機能や用途とは別の意味を持つ気もしており、どうしても残す必要があるというほどではないが、残しておいても良いのではないかと思う。他方、英訳は難しいが、それぞれ日本語と英語で最的確と考えられる表現とすれば良く、直訳する必要性は低いと思う。
- 「取り扱われる商品等の種類」の削除について、例えば、果物屋と八百屋は設備や技術等はほとんど同じだが、取り扱われる商品が異なるという理由で分けられている。むしろそのような理由で分けるべきではなく、さらに基準となる「取り扱われる商品等の種類」があるから正当化されているかもしれない。しかし、本来の産業分類のコンセプトや現状からすると「取り扱われる商品等の種類」だけが違うものを分けること自体が問題なのではないかと考えられる。他方、自動車小売店と果物屋の比較であれば、サービスの種類、用途、機能、あるいは生産方法や設備、技術で分けることができると考えるので「取り扱われる商品等の種類」を削除しても良いのではないかと思う。ただし、それを削除すれば、現実には商業のように取り扱う商品等で分けられているものがあるので、それらをどう扱うかは別途検討する必要があると思う。
- 4つか2つに書き分けるのが良いのではないかと考えていて、案1-②がシンプルで理解しやすいと考えていた。特に案2-②でも、基本的に4つの要素が入っていれば異論はない。
- 供給側を重視しているというメッセージが読み取れるので、案2-②の方向で検討することとするが、文言についてはこれまでの意見を踏まえ、事務局で次回までに検討して修正案を提案してほしい。
- ← 本日に頂いた御意見も踏まえて引き続き検討したい。

(2) 議題2 一般原則「事業所の定義」について

事務局から資料2に基づいて一般原則の「事業所の定義」に関する修正案の説明が行われた。その後、質疑応答が行われ、「事業所」、「区画」、「構内」及び「場所」の再整理を行った上で、改めて修正案を作成し、次回の検討チームで検討することとされた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 資料2の3ページの修正案のように修正するのであれば、「構内」が何を指すのかが明確になるのでこの修正案で良いと思う。
- ただし、一点気になる点として、修正案の下から3行目の「単一の経営主体によるもの」及び下から2行目の「経営主体が異なれば経営主体ごとに」との記述があるが、「単一の経営主体」は修正案の第2パラの4行目から5行目の「売上台帳、賃金台帳等の経営諸帳簿が同一である」と同じ意味と思われるので、そうであるならば「単一の経営主体による」は「単一の経営主体による(売上台帳、賃金台帳等の経営諸帳簿が同一である)」と修正してはどうか。
- 「売上台帳と賃金台帳が同一であること」と「経営主体」が「単一」であることが同じだと解釈して良いのか。それを確認する必要があるのではないか。
- ← この部分は「一区画 = 一事業所」の主旨を記述した部分であるが、従前からの表現を引用しており曖昧な部分があると思うので内容を確認する。また、案文の修正については、今の御意見を参考にして整理することを検討したい。
- 大学において外部の事業者が清掃業務を行っている場合がある。清掃業務を行っている業者は物理的な場所を持って業務を行っているとは思われないので、事業所ではないと思うが、修正案

にある「区画」と「事業所」の関係を考えるとき、帳簿を持っているか否かということが「事業所」とするか否かの基準になっていると考えて良いか。

← そのとおりである。帳簿を持っているか否かということが「区画」が判別できない場合の基準になっている。

- 3ページの修正案の反映版の4行目に「それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして」とある。一方、5行目に「一区画であるかどうか明らかでない場合には、売上台帳等、貸金台帳等の経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし」と記載しており、「区画」の定義がはっきりしているように思われる。これらをどう理解して良いか分からない。

← 「併せて」以下は、外形的には一つの事業所と見えるが、その事業所の中に二つの異なる経済活動を行う経営主体があった場合に、貸金台帳等の別により事業所を確認するという主旨である。「外形上」という言葉の説明が不足しているので、分かり難いものとなっていると思われる。

- 「経営主体」をどう捉えるかを明確にする必要がある。この「経営主体」とは「帳簿が同一である」ということを明確にした上で、「区画」とは何かを記述すると分かりやすくなるのではないか。概念が整理された上で説明があると理解し易くなると思う。

← その部分に「経営主体」という言葉が抜けているので、分かり難くなっていると思われる。「経営主体」と「会計台帳」との関係を整理の上、修正することとしたい。

- 3ページの修正案の反映版の第2パラの2行目に「それらの経営諸帳簿」とあり、4行目にも「売上台帳、貸金台帳等の経営諸帳簿」の記載があるが、4行目の「経営諸帳簿」が何を指しているかは「売上台帳」、「貸金台帳」などの例示があるので分かるが、4行目の「経営諸帳簿」は分からない。先に記述される2行目の「経営諸帳簿」にも説明があるとわかりやすいのではないか。

← 修正案は現行の文章の入れ替えを基本にしているもので、例示の書き方については御指摘を踏まえて修正する。また、「経営諸帳簿」は、一般原則を策定した当時の制度等から引用して継続しているものと思われる。現在は、2005年に制定された会社法によって「会計帳簿」とされているなど、必ずしも現行の実態と合わない記載があると思われるので、現在の用語を視野に入れて文言の修正を検討したい。

- 可能であれば、「こういう場合にはこの基準で分類する」といったことが分かるように、文章だけでなくフローチャートのようなものがあると理解しやすい。

← 承知した。

- 修正案の3つ目のパラグラフの「一構内であっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画として、それぞれを1事業所とする」に関して言及する。例えば、劇団と劇場の運営は別々であるが、それらの運営主体が同じ場所（劇場）にある場合を考えると、實際上、劇団と劇場は別の事業所になると考えられるので「別の区画として」の記載は不要となるのではないかと思う。そもそも場所として分ける必要はなく、それらが重なることもあり得るので、事業所の定義に「別の区画として」という言葉は不要ではないかと思う。しかし、少し難しい課題でもあるので、現行の記載でも分かりやすいような気もするが、以前にそのような議論があったことを思い出した。

- 資料2の1ページに「区画」とは「場所」と記載しているため、「別々の区画」とは別々の場所になるので、「区画」は削除した方が良いのではないか。

- 「区画」という言葉がなくても、「経営主体」や「事業所」の概念により事業所を整理できるのであれば、その方がいいかもしれない。また、「場所がない」や「場所が共通している」ような事業所があれば、「区画」の文言があることはあまり適切ではないという意見があるので、それらの

概念等を確認した上で、残した方が良ければそれを踏まえて改めて提案してほしい。

← 前提条件の捉え方等を整理の上、本日頂いた御意見も踏まえて検討したい。

- 同じ住所に複数の企業や事業所があることはよく聞くので、同じ区画に複数の事業所があること自体は問題にはならないのではないかと思う。また、将来的にはメタバースのように場所の概念が変わり得ると思われるので、とりあえず現時点では物理的な場所の概念を引き継いでおき、将来的に場所の定義が変わった状況で見直せば良いのではないか。
- 最近では同じ場所で時間帯により業種や経営者が異なる形態があることを念頭に置くと、同一の場所で清掃サービスや警備サービスが外注により行われている場合に、「別の区画として」を削除すると、場所（事業所）がなくても事業所としてカウントされることになる。したがって、単純に「別の区画として」を削除するだけではなく、外注により清掃サービスなどが行われているケースと同一構内に2つの事業所があるケースで何が違うのかを書き表す必要があると思う。
- それは会計帳簿があるか否かにより整理することはできないか。
- 会計帳簿が何を表すのかにもよるが、会計帳簿があれば事業所とするのであれば、事業所の概念に場所は不要であり帳簿があれば良いということになり、帳簿ごとに事業所を定義するということになるのではないか。
- ← JSICの初版では事業所の単位は帳簿で最小単位とするとされていたが、調査員調査の実査上の問題を解決するために第4回改定が行われたのではないかと思われるので、本日の意見等を踏まえて再検討することとしたい。
- そもそも産業分類は経済活動の違いで分けるので、帳簿の同一性は問題ではないのではないか。
- 事業所（英語ではエスタブリッシュメント（establishment））には定義があり、原則的には事業所単位で産業分類したいはずである。他方、事業所からデータを得たいのだが、統計調査の実務上、単純に事業所の定義という原則だけを厳格に適用すると調査の実施が難しくなるとともに、経営帳簿から売上げデータを入手することもある。このため、事業所の定義の実際の運用に当たっては、実態に合わせて事業所とみなす場合があるなど、柔軟に捉えようとする考え方だと思う。
- 一般原則には、場所の定義が書いていない。「場所」については、所番地が同じならば同一ロケーションとする国があるが、日本の場合はそれとは違うと思う。場所の定義を一般原則に明記することまでは必要ないと思うが、「場所」とは何かを一度整理しておいた方が良いという感じがする。例えば、ある所番地が同じであれば同一場所とするのか。また、田舎だとかなり広い範囲が同じ番地だったりするので、どのような場合が「同じ場所」となるのかなどをできれば確認して欲しい。
- この発言を踏まえて「場所」の定義も確認をして欲しい。
- ← どの程度までできるか分からないが、確認することとしたい。

(3) 議題3 「大分類E－製造業②」について

「大分類E－製造業」を担当する経済産業省から資料3－1～3－3に基づく改定案の説明が行われ、改定案は特段の意見はなく了承された。

(4) 議題4 「大分類J－金融業、保険業」について

「大分類J－金融業、保険業」を担当する金融庁から資料4－1～4－2に基づく改定案の説明が行われた後、質疑応答が行われ、改定案は概ね了承された。

主な質疑応答は以下のとおり。

- 「6619 その他の補助的金融業、金融附帯業」に例示を加えようとしている電子マネーなどの事

業者について、新規立項の基準である事業所数や従業者数等は把握できているのか。把握しているのであれば、小分類を立項できるような規模なのか。

← 2022年1月現在で登録されている事業者の数は把握している。ただし、これら事業者については、当該事業の他にも複数の事業を行っていることが多く、分類として立項すべきかどうかは悩ましいところである。もう少し整理しつつ、検討する必要があると考えている。

○ ISICの検討状況の情報収集を行うとともに、統計データが把握できるかなどを引き続き検討して欲しい。

(5) 議題5 第4回及び第5回検討チームにおける御意見への対応について（報告）

第4回検討チームにおける「大分類E－製造業①」及び第5回検討チームにおける「大分類H－運輸業、郵便業」に関する改定案の検討において、各構成員からの御意見を踏まえて修正を行うこととされた事項について、担当する経済産業省、国土交通省及び事務局による修正案が事務局から報告され、修正案は特段の意見はなく了承された。

(6) 議題6 国際標準産業分類の改定に向けた検討状況について

事務局から現在の国際標準産業分類の改定に向けた検討状況に関する報告が行われ、座長から、引き続き情報収集を行うことが要請された。

(7) 議題7 その他

次回の検討チームは、令和4年3月24日（木）10：00～12：00にWeb会議により開催する。

本日の議事概要については、内容を確定した上で、本日の会議資料とともに総務省のHPに掲載する。

(以上)